

くらしの安心情報

情報ファイル NO.26

平成19年10月10日

「必ず効果に満足!」との広告に惹かれ、高額なエステの契約をしたけれど、全く効果なし! 返金してほしい!

被害内容

【相談者 30代女性】

「今まで何をやってもダメだったあなたへ」「効果に必ず満足いただけます」など書かれた広告内容を信じ、店に出向いたところ、必ず痩せると言われ、や痩身エステの契約をしました(55万円)。しかし、結果は何らの効果も見られません。高額なエステ料金を支払ったのに納得できません。返金してほしいのですが...

対処方法

- ・ エステティックサービスは、契約期間が比較的長期にわたり、かつ目的の実現が必ずしも確実でないという特徴があるので、「特定継続的役務」として特定商取引法で規制されています(契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間1ヶ月を超える契約)。
- ・ クーリング・オフ期間(この場合は契約書面を受け取ってから8日間)を過ぎても中途解約をすることができ、解約金等についても一定の制限が定められています。
- ・ また、「絶対に痩せる」「必ず効果がある」などの広告表示や断定的な表現は、景品表示法などの法律で規制されています。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)